○四国地方整備局告示第七十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、仁淀川水系仁淀川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年一月三十一日四国地方整備局告示第十二号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

○四国地方整備局告示第七十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、渡川水系四万十川、後川及び中筋川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年四月二十八日四国地方整備局告示第六十一号及び平成二十一年十二月十八日四国地方整備局告示第百四十一号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

○四国地方整備局告示第八十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、肱川水系肱川及び矢落川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十五年十一月二十八日四国地方整備局告示第百六号及び平成二十年八月四日四国地方整備局告示第七十五号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

○四国地方整備局告示第八十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、重信川水系重信川及び石手川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年一月三十一日四国地方整備局告示第十三号及び平成二十年三月二十五日四国地方整備局告示第三十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

四国地方整備局長　石橋　良啓

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
串間市大字西方字一本松六五八七番三から同市大字西方字中島六七一五番一まで	前	一一・五メートル～三〇・六メートル	一六五キロメートル
	後	一一・一三メートル～一四・三〇メートル	一六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	串間市大字西方字一本松六五九〇番一から同市大字西方字中島六七一二番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月三十日

○九州地方整備局告示第九十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、遠賀川水系遠賀川、彦山川、犬鳴川、西川、黒川、笹尾川、穂波川、八木山川、金辺川及び中元寺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局遠賀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年九州地方整備局告示第四十号、第四十一号、平成十八年九州地方整備局告示第百二十六号、第百二十七号、第百二十八号、第百二十九号、第百三十号、第百三十一号、第百三十二号、第百三十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第九十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、大分川水系大分川、七瀬川及び賀来川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十六年九州地方整備局告示第百四十号、百四十一号、平成十八年九州地方整備局告示第百三十四号は廃止する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第九十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、六角川水系六角川、牛津川及び武雄川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局武雄河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十六年九州地方整備局告示第百四十七号、第百四十八号、第百四十九号は廃止する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第九十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、本明川水系本明川及び半造川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年九州地方整備局告示第百十九号、平成十八年九州地方整備局告示第百四十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司